

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

株式会社リクルート
2025年3月21日

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社リクルート発行の「共通割引券」「関西共通割引券」に関し、以下に定めます日をもちましてご利用を終了させていただきました。つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

利用終了日までに利用できなかった「共通割引券」「関西共通割引券」をお持ちであり、未使用分があるお客様は、以下に定めます払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社リクルート

2. 払戻しを行う前払式支払手段の種類およびご利用終了日

以下に定める前払式支払手段のうち、以下に定める終了日を超えて利用可能であった「共通割引券」「関西共通割引券」

前払式支払手段の種類	ご利用終了日
共通割引券（タウンワーク、はたらいく、とらばーゆ、フロムエーナビ用）	2025年3月21日
関西共通割引券（タウンワーク、はたらいく、とらばーゆ、フロムエーナビ用）	

3. 払戻しの申出期間

2025年3月21日（金）午前0時00分～2025年6月20日（金）午後11時59分

※上記期間内に払戻しのお申出がない場合は、当該払戻しの手続から除外されますので、ご注意ください。

4. 申出及び払戻しの方法

利用終了日までに利用できなかった「共通割引券」「関西共通割引券」をお持ちであり未使用分があるお客様は、以下の 5 に記載いたします問い合わせ先宛にメールにてご連絡をお願いいたします。

ご連絡いただく際、振込口座(銀行名、支店名、口座種別 (普通/当座)、口座番号、名義カナ)・連絡先(お名前、ご住所、電話番号)の記載をお願いいたします。

ご連絡いただきましたら、確認の上、銀行振込いたします。振込手数料についても弊社が負担致します。なお、事務処理の都合上、払戻しまでにお時間をいただく場合がございます。

5. 利用終了に関するお問い合わせ先

株式会社リクルート 割引券・回数券等 払戻し申請窓口

メールアドレス： haraimodoshi_shinsei@waku-2.com

受付時間：午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 (土、日、祝は除く)

以上